

受理官庁 PG	パプアニューギニア知的所有権庁	附属書 C PG
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	パプアニューギニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：キナ (PGK) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	PGK 250	
国際出願手数料 ¹	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ¹	USD 16	
調査手数料 ²	附属書D (AU) 参照	
優先権書類の手数料手料	PGK 30 更に30頁を超える各頁につき PGK 2	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がパプアニューギニアに居住している場合 要, 出願人がパプアニューギニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	パプアニューギニアに居住する自然人又は法人	

1 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

2 USD建で支払う。